	ロキソプロフェンNaパップ200mg「三笠」	20cm×14cm1枚	45.90
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「ケミファ」	7cm×10cm1枚	17.20
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「タイホウ」	7cm×10cm1枚	17.20
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「日医工」	7cm×10cm1枚	17.20
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「ファイザー」	7cm×10cm1枚	17.20
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「ケミファ」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「タイホウ」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「日医工」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「ファイザー」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「ケミファ」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「日医工」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「ファイザー」	10cm×14cm1枚	26.60
	ロコイドクリーム0.1％	0.1%1g	16.50
	ロコイド軟膏0.1％	0.1%1g	16.50
	ローズ油	1mL	53.00
局	ロートエキス・タンニン坐剤	1個	25.40
	ロマールテープ20	7cm×10cm1枚	12.80
	ロマールテープ40	10cm×14cm1枚	18.10
	ロメフロン耳科用液0.3％	0.3%1mL	123.10
	ロメフロン点眼液0.3％	0.3%1mL	123.70
	ロメフロンミニムス眼科耳科用液0.3％	0.3%0.5mL1個	38.90

（わ）

	ワイドコールクリーム20％	20%1g	5.60
	ワコビタール坐剤15	15mg1個	34.00
	ワコビタール坐剤30	30mg1個	47.20
	ワコビタール坐剤50	50mg1個	59.10
	ワコビタール坐剤100	100mg1個	73.60
	ワプロン口腔用貼付剤25μg	25μg1枚	41.50
麻	ワンデュロパッチ0.84mg	0.84mg1枚	580.70
麻	ワンデュロパッチ1.7mg	1.7mg1枚	1,094.00
麻	ワンデュロパッチ3.4mg	3.4mg1枚	2,039.10
麻	ワンデュロパッチ5mg	5mg1枚	2,883.40
麻	ワンデュロパッチ6.7mg	6.7mg1枚	3,750.50

第4部　歯科用薬剤

品名	規格単位	薬価円
注射薬		
オーラ注歯科用カートリッジ1.0mL	1mL1管	59.60
オーラ注歯科用カートリッジ1.8mL	1.8mL1管	59.60
キシレステシンA注射液（カートリッジ）	1.8mL1管	60.90
歯科用キシロカインカートリッジ	1.8mL1管	78.20
歯科用シタネスト―オクタプレシンカートリッジ	1.8mL1管	68.80
局 スキャンドネストカートリッジ3％	3%1.8mL1管	92.00
外用薬（1）		
オキシテトラコーン歯科用挿入剤5mg	5mg1個	16.90
コーパロン歯科用表面麻酔液6％	1枚	12.80
サージカルパック口腔用	散剤(液剤を含む)1g	65.40
歯科用ＴＤゼット液	1mL	293.80
歯科用ＴＤゼット・ゼリー	1g	304.60
ジンジカインゲル20％	1g	66.70
テトラサイクリン塩酸塩パスタ3％「昭和」	30mg1g	228.70
テトラサイクリン・プレステロン歯科用軟膏	1g	233.30
ネオザロカインパスタ	1g	115.70
ハリケインゲル歯科用20％	1g	66.70
ハリケインリキッド歯科用20％	1g	66.70
ビーゾカイン歯科用ゼリー20％	1g	66.70
ヒノポロン口腔用軟膏	1g	172.70
プロネスパスタアロマ	1g	88.30
ペリオクリン歯科用軟膏	10mg0.5g1シリンジ	614.00
ペリオフィール歯科用軟膏2％	10mg0.5g1シリンジ	399.50
外用薬（2）		
デンターグル含嗽用散20mg／包	FRM20mg1包	21.20
ネオステリングリーンうがい液0.2％	1mL	5.40
ベンゼトニウム塩化物うがい液0.2％「ＫＹＳ」	1mL	4.80

○厚生労働省告示第六十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年三月五日　　厚生労働大臣　田村　憲久

別表を次のように改める。

別表

Ⅰ　診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001　腹膜透析液交換セット
- (1)　交換キット　544円
- (2)　回路
  - ①　Ｙセット　875円
  - ②　ＡＰＤセット　5,450円
  - ③　ＩＰＤセット　1,020円

002　在宅中心静脈栄養用輸液セット
- (1)　本体　1,880円
- (2)　付属品
  - ①　フーバー針　411円
  - ②　輸液バッグ　411円

003　在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ
- (1)　一般型
  - ①　カフ付き気管切開チューブ
    - ア　カフ上部吸引機能あり
      - ⅰ　一重管　4,460円
      - ⅱ　二重管　5,970円